

総社市学校給食センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第5号

総社市学校給食センター規則の一部を改正する規則

総社市学校給食センター規則（平成17年総社市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員) 第2条 給食センターに所長のほかに次の職員を置くことができる。 (1)～(6) 略 (7) <u>事務職員</u> (8)及び(9) 略</p>	<p>(職員) 第2条 給食センターに所長のほかに次の職員を置くことができる。 (1)～(6) 略 (7) <u>事務嘱託員</u> (8)及び(9) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。